

りょくいんのその
緑陰苑



緑陰苑（合祀型墓地）のご案内

お墓を持つということは、人生の旅の最後を意識することであり、それは、同時に、「生」を考えることでもあります。さらには、自分が還る故郷を持つことであり、心の安らぎを与えてくれます。

近年、子供さんのいらっしゃらないご夫婦やご高齢による身寄りの無い方など従来型の墓地を持つことが困難な方や、お考えにより合祀を希望される方が増えてきました。

貞昌院の合祀型永代供養墓地「緑陰苑」は、たとえお墓の継承者がいなくても、貞昌院が責任をもって永代供養・管理をする墓苑です。緑陰苑は自然に還るということと、環境への配慮ということ、永代供養を行うという点が、通常の墓地とは異なります。合祀により、墓地建立の経済的負担を軽くすることができます。

また、最近注目されている自然葬に、散骨（火葬された骨を砕いて粉状にしたものを海上などに播く）がありますが、貞昌院の「緑陰苑」は散骨では無く「緑地保存指定山林に隣接した墓地区画に御遺骨を合祀形式で埋蔵する」ことが特徴です。

■ 貞昌院永代供養墓「緑陰苑」使用契約約款抜粋

- ① 貞昌院に入檀いただける方ならば過去の宗旨宗派は問いません。
- ② 継承者が居なくても構いません。
- ③ 生前に契約することもできます。
- ④ 戒名は貞昌院より授与します。
- ⑤ 墓誌に戒名を刻字し、過去帳に記載します。
- ⑥ 毎年の大施餓鬼会法要にてご供養いたします。

■ 緑陰苑管理者

曹洞宗 宗教法人 貞昌院
横浜市港南区上永谷 5-1-3 電話 045-843-8852

貞昌院合祀墓「緑陰苑」概要表

契約者の位置づけ	契約者本人が存命の期間	貞昌院檀信徒名簿に記載されます。
	契約者本人が死亡され、継承者がある場合	契約者は檀信徒名簿から抹消し、緑陰苑埋葬者名簿に記載します。 継承者が檀信徒名簿に記載されるかどうかは、継承者の希望によります。
	契約者本人が死亡され、継承者がいない場合	契約者は檀信徒名簿から抹消し、緑陰苑埋葬者名簿に記載します。

使用料

永代使用料	緑陰苑永代使用料の負担額です。	13万円／一体
納骨・墓誌記名彫刻料 (石材店にお支払いします)	納骨は撒骨とします。布袋でご遺骨を包み、合祀いたします。墓誌石版に俗名、戒名、没年月日、享年を彫刻いたします。 ※石材店の指定はありませんので、使用者が直接石材店に依頼することもできます。	(約5万円／一体) (石材店料金の目安)
永代供養料	毎年、7月26日の大施餓鬼会にて読上げ供養をいたします。なお、金額は、納骨時点から33回忌までの残存年数×5千円（上限17万円、1万円未満切上げ）とします。	上限17万円／一体
墓地管理費	墓域全体及び緑地保存地区の整備費用のご負担をお願いします。なお、金額は納骨時点から33回忌までの残存年数×2千円（上限7万円、1万円未満切上げ）とします。	上限 7万円／一体
護持会費	契約者をご存命の場合は、ご存命中に限り護持に加入いただけます。 毎年各種案内、法要の参加、護持会行事に参加することができます。	契約者をご存命の間に限り 年間 5千円／世帯

その他の費用

葬儀費用	葬儀費用、戒名の件につきましては、貞昌院に別途ご相談ください。葬儀費用を前受したり、生前戒名を授與することもできます。	
戒名	葬儀、戒名授與は貞昌院により執り行います。やむを得ない理由で既に葬儀を他寺院で済ませてしまった場合は、戒名授與のみを貞昌院にて行います。俗名での御納骨はできません。	
法要（年回、祥月）	永代供養料で定められた読み上げの他に、法要を別途行うこともできます。通常の檀信徒の皆様と同様に、ご希望の日程で本堂での法要を行うことができます。法要は貞昌院により執り行います。	
卒塔婆	卒塔婆はいつでもあげることができます。一本2千円です。	

貞昌院永代供養墓「緑陰苑」使用契約約款

この約款は宗教法人貞昌院 永代供養墓「緑陰苑」の使用約款について定めたものです。使用者の方は、この約款並びに貞昌院の指示にしたがってくださるようお願いします。

(目的)

第1条 この約款は、宗教法人貞昌院（横浜市港南区上永谷5-1-3、以下、貞昌院という）境内に位置する永代供養墓「緑陰苑」（以下、緑陰苑という）の使用について定めたものです。

(使用資格)

第2条 緑陰苑は当院檀信徒（緑陰苑申込時に当院檀信徒として入檀される方を含む）に限り使用できます。

2 過去の宗旨・宗派は問いません。

3 祭祀の継承人について、その有無を問いません。

4 埋蔵者の戒名を貞昌院より授与します。戒名を貞昌院過去帳に記載します。

5 墓地使用者はいかなる場合においても墓地永代使用权を有償無償にかかわらず第三者に譲渡することは出来ません。

(管理者)

第3条 緑陰苑及びに墓苑内の共同で使用する場所の設備・管理・保全は貞昌院が行います。

(申込)

第4条 緑陰苑使用希望者は、貞昌院指定の申込書と所定の使用料等をもって貞昌院に提出してください。

2 緑陰苑使用者が御存命の間は貞昌院檀信徒名簿に記載されます。

(永代供養)

第5条 永代供養は33回忌迄毎年7月26日に貞昌院大施餓鬼会法要にて埋蔵者の読込供養をいたします。

2 ご家族、継承者、縁者等が施主となる年回法要、祥月法要などを別途お申し込みいただくことができます。法要は貞昌院により行います。

3 曹洞宗以外の祭祀は出来ません。

(使用料)

第6条 緑陰苑の使用料は、別途定めます。

2 使用料納付後に、使用者側の都合或いは約款違反等により解約される場合において、既納の使用料は返還いたしません。

(許可証)

第7条 貞昌院は、申込者からの払込代金受領後、墓地永代使用認諾書と永代回向證を発行します。

2 墓地使用承諾書に記載されている事項に変更が生じたときは、関係者は直ちに貞昌院まで届けるものとします。

(埋蔵)

第8条 緑陰苑への埋蔵は、骨壺ではなく、布袋に納めた形での撒骨とします。

2 焼骨埋蔵時に、市町村の発行する改（火）葬許可証を貞昌院に提出ください。

3 貞昌院の許可無く焼骨を埋蔵することはできません。

(使用权の取消し)

第9条 使用者が次の各号に該当する場合は、貞昌院は使用权を取消すことができます。

①許可を受けた目的以外に使用した場合。

②使用权を第三者に譲渡、転貸等した場合。

③他の使用者の信仰に圧力を加えたり甚しく近隣の迷惑になるような行為をしたとき。

④その他、貞昌院が不適切と判断した場合。

(使用权の放棄)

第10条 使用者が使用权を放棄する場合は、無償かつ無条件とし、必ず書面にて署名・捺印の上、貞昌院まで届けてください。

(遺骨の返還)

第11条 緑陰苑に埋蔵した焼骨は、撒骨のため返還はできません。

(約款の改正)

第12条 墓地埋葬法等の法律・条例などが改正された場合は、本約款も改正される場合があります。

(約款に無い事項)

第13条 本約款に定めのない事項については、法律・条例などの定めによるほか、そのつど貞昌院により決定します。

第14条 この約款は平成16年7月31日より運用します。

貞昌院永代供養墓「緑陰苑」申込書

貞昌院永代供養墓「緑陰苑」使用契約約款を遵守し、下記のとおり申し込みします。

右の全ての欄をご記入ください	申込日	平成 年 月 日
	申込者氏名	印
	申込者住所	
	連絡先電話番号	
埋蔵希望者が既に死亡されている場合のみご記入ください。	埋蔵者の俗名	
	申込者との続柄	
	死亡年月日	

墓地使用認諾書

整理番号

殿

貞昌院永代供養墓「緑陰苑」の使用に関して、下記のとおり承諾いたします。

埋葬承諾者 俗名 殿

認諾年月日 平成 年 月 日

領収額 円

〔内訳：墓地使用料（33回忌迄） 円、墓地管理費 円〕
その他[]として 円

永代回向證

俗名 殿

戒名

死亡年月日 平成 年 月 日

入金額 円（33回忌までの大施餓鬼会法要読込供養料として）

横浜市港南区上永谷 5-1-3
宗教法人 貞昌院 印